

改正

平成19年9月27日規則第26号

平成28年3月31日規則第4号

令和5年3月31日規則第16号

南幌町情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南幌町情報公開条例（平成12年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開の請求)

第2条 条例第10条の規定による公開の請求は、公文書公開請求書（様式第1号）によるものとする。

(公文書公開決定等の通知)

第3条 条例第11条第2項の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 公文書を公開する旨を決定したとき 公文書公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨を決定したとき 公文書一部公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書を公開しない旨を決定したとき 公文書非公開決定通知書（様式第4号）

2 条例第11条第3項の規定による決定期間の延長の通知は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

(第三者からの意見聴取等)

第4条 条例第12条の規定による第三者からの意見聴取は、第三者に関する公文書に係る意見提出依頼書（様式第6号）及び第三者に関する公文書に係る意見書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の規定により第三者の意見を聴取した場合において、条例第12条第3項の決定をしたときは、当該決定の内容を当該第三者に対し、第三者に関する公文書に係る公開決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(公文書の存否を明らかにしない決定の通知)

第5条 条例第13条第2項において準用する条例第11条第2項の公文書の存否を明らかにしない決

定の通知は、公文書の存否を明らかにしない決定通知書（様式第9号）より行うものとする。

（公文書不存在の通知）

第6条 条例第14条の規定による公文書の不存在の通知は、公文書不存在通知書（様式第10号）により行うものとする。

（公文書の閲覧）

第7条 公文書を閲覧する者は、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 町長は、前項の規定に違反する者に対しては、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（費用の納入）

第8条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 写しの作成に要する費用

ア 乾式複写機による写しの作成 複写物1枚につき 10円

イ カラー複写機による写しの作成 複写物1枚につき 50円

ウ ア又はイ以外による写しの作成 実際に要する費用の額

（2） 写しの送付に要する費用 当該写しの郵送に要する郵便料金の額

2 前項の費用は前納とする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

（不服申立てに関する手続等）

第9条 条例第17条の規定による不服申立ては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく手続により行うものとする。

2 条例第17条第1項の規定による南幌町情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、公文書公開不服申立てに関する諮問書（様式第11号）により行うものとする。

3 条例第17条の規定による諮問した旨の通知は、公文書公開不服申立てに関する諮問通知書（様式第12号）により行うものとする。

（出資法人等）

第10条 条例第22条の規定により、町が出資その他財政上の援助等を行う法人で、実施機関が定めるものは、毎年4月1日において次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 基本財産（町が出えんする基金を含む。）又は資本金に占める町の出えん金又は出資金の

割合が2分の1以上であること。

(2) 前々年度において町の補助金、負担金及び交付金（以下「補助金等」という。）の総額が歳出規模（法人等の年間の総支出額をいう。ただし、特別会計等複数の会計を有する場合、各会計相互の繰出し又は繰入れのある場合は、その控除を行う。以下同じ。）の2分の1以上であること。

(3) 前々年度において町の補助金及び委託料の総額が歳出規模の2分の1以上であって、町が特に指導監督を行う必要があること。

（運用状況の公表）

第11条 条例第24条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項について、町の広報紙への掲載により行うものとする。

- (1) 公開請求件数
- (2) 公開決定件数
- (3) 非公開決定件数
- (4) 不服申立ての内容及び件数
- (5) 不服申立の処理状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日規則第26号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第16号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。